

資産家Xは、郷土の町おこしのために、郷土の著名な法学者Kの記念館を建設することを思い立ち、2002年8月ごろに、建設業者Yに相談した。Yは、Xの希望を受けて調査を行った結果、Kの生家甲が空き家として残っていたことがわかったので、2003年2月1日に、Xに対し、甲を買い取り、これを記念館の建設予定地に移築して、記念館に改装することを提案した。Xはこれを了承し、2003年4月1日に総額10億円（建設費積算9億円およびYの報酬1億円）で、記念館の建設および開設に関する一切の仕事をYに委託する旨の契約を締結した。その際、2004年3月31日までに記念館を竣工のうえXに引き渡すこととされ、契約時にXがYに3億円を支払うほか、甲の移築完了時に3億円、記念館の引渡時に4億円支払うことが約定された。この約定にしたがい、同日、XはYに3億円支払った。

その後、Yは、甲の所有者Aと甲の買取について交渉を重ねたが、Aが強く難色を示したため、2003年6月1日に、Xの了承を得て、甲の代金を当初の予定額よりも2000万円上乗せして1億円とし、契約時に即金でAに支払うことを提案した結果、ようやくAの承諾を取り付けることが出来た。そこで、2003年7月1日にYは、Xを代理して、Aから甲を1億円で買い取る旨の契約をAと締結し、同日、甲の代金として、Xから受け取っていた3億円のなかからAに1億円を支払った。その際、甲はYが解体したうえで移築するものとされ、甲の解体・移築作業は同年末までにおこない、移築が完了するまで甲の敷地をYが利用することが了承された。

その後、Yは2003年7月10日から、甲の解体作業の準備にとりかかり、甲の部材を保存するために、Aの了承を得て甲の敷地内にプレハブの倉庫乙を建築したうえで、2003年8月10日から、甲の内装部分の解体に着手し、取り外した部材を分類・整理のうえ、乙に保存することとした。

(1) 2003年8月1日に、甲の隣にあったAの自宅から出火し、延焼した結果、甲および乙が焼失してしまった。この場合に、XはAに対して、甲の代金として支払われた1億円の返還を求めることが出来るか。

(2) その後、Yが解体作業を進め、2003年11月30日に、甲の構造部分もふくめた解体作業をすべて完了したとする。その翌日12月1日に、甲の隣にあったAの自宅から出火し、延焼した結果、乙に保存されていた甲の部材がすべて焼失してしまった。このため、結局、記念館の建設計画も事実上頓挫することになった場合に、Xは、Yに対して、契約時に支払った3億円の返還を求めることが出来るか。

問題

- (1) Xは、Aに対して、甲の代金として支払われた1億円の返還を請求することが出来るか。
- (a) XがAに対して代金の返還を請求するための法律上の根拠として、どのようなものが考えられるか。
- (ア) Xは、危険負担を理由として、Aに代金を請求することができるか。
- (イ) Xは、Aとの契約を解除することにより、Aに代金の返還を請求することができるか。
- (b) AがXの返還請求を拒絶するためには、どのような主張をおこなう可能性があるか。その際、Aの自宅から出火した原因が、**㊸落雷による場合、㊹Aのタバコの不始末による場合、㊺Yの従業員が工事現場で不要品を焼いたたき火の火の粉が飛び移ったことによる場合**で、異なるか。
- (2) Xは、Yに対して、契約時にYに支払った3億円の返還を請求することが出来るか。
- (a) XがYに対して3億円の返還を請求するための法律上の根拠としてどのようなものが考えられるか。
- (ア) Xは、危険負担を理由として、Yに3億円の返還請求することが出来るか。
- (イ) Xは、Yとの契約を解除することにより、Yに3億円の返還を請求することができるか。
- (b) YがXの返還請求を拒絶するためには、どのような主張をおこなう可能性があるか。
- (ア) Yは、甲の代金としてAに支払った1億円について、Xの返還請求を拒絶できるか。
- (イ) Yは、甲の解体工事にかかった費用(5000万とする)について、返還請求を拒絶できるか。
- (ウ) Yは、1億円の報酬分につて、Xの返還請求を拒絶できるか。
- (エ) Yは、甲の買取および解体作業が計画全体の25%程度を占めるとして、この仕事に対する報酬2500万円分について、Xの返還請求を拒絶できるか。

(1) Xは、Aに対して、甲の代金として支払われた1億円の返還を請求することができるか。

(a) XがAに対して代金の返還を請求するための法律上の根拠として、どのようなものが考えられるか。

(ア) Xは、危険負担を理由として、Aに代金の返還を請求することができるか。

文責 鶴長

危険負担とは

双務契約によって生じた2つの債務について、一方の債務が履行不能により消滅した場合に他方の債務も消滅すると考えるかどうか、危険負担の問題であり、双務契約から生じた2つの債務間の存続上の牽連関係をいう。

民法 536 条 1 項

前二条に規定する場合を除き、当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を有しない。

民法 534 条 1 項

特定物に関する物権の設定又は移転を双務契約の目的とした場合において、その物が債務者の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、その滅失又は損傷は、債権者の負担に帰する。

危険負担に関しては、2つの考え方がある。

1つ目は、双務契約の一方の債務が履行不能により消滅した場合に、他方の債務も消滅するという考え方である。履行不能により消滅する債務の債務者が、契約によると得られたはずの対価を失うというリスクを負うことから、これは、債務者主義といわれる。民法 536 条 1 項がこれを規定している。2つ目は、双務契約の一方の債務が履行不能により消滅しても、他方の債務は存続するという考え方である。履行不能により消滅する債務の債権者が、自己の債権の満足が得られないのにその対価を支払うリスクを負うことから、これは債権者主義と呼ばれ、民法 534 条 1 項で規定している。

現在の学説では、債務者主義の方が合理的で、当事者の意思に合致し、公平にも適しているとしているため、双務契約の一方の債務が消滅した時に、他方の債務も消滅するという債務者主義を原則として、他方の債務の存続を認める債権者主義は、その例外にあたるとする。

債権者主義の考え方を採用した場合以下の問題があるとされる。

- ・本来、目的物が滅失しないよう現実に対処できた者が滅失した場合の対価リスクを負担するのが公平にかないう、それを観念的な所有権の所在によって決めるのは、適切とはいえない。
- ・価格上昇の利益に対応するのは価格下落のリスクであり、目的物が滅失・損傷しても対価を支払うというリスクではない。債権者が価格上昇の利益を取得するとしても、目的物が滅失・損傷しても対価を支払うというリスクまで負担させる理由にならない。

債権者主義において契約の過程のある時点までは債務者が危険を負担していたのに、どこかの時点以後かに債権者が危険を負担することになる。これを危険の移転というが、では、この移転時期はいつであるのか。

危険が移転するのは、「支配」を取得した時と考える見解が有力である。
そして、この「支配」がいつ移転するかについて争いがある。

1 受益基準説・・・債権者が目的物から利益を取得できるようになった時に「支配」が移転したと考える。さらに、基準となる利益を何に求めるかによって、次のようになる。

- (Ⅰ) 引渡・登記移転・代金支払時説（有力説） 目的物の引渡し、所有権の移転登記、債権者の代金支払のいずれかの時点で危険が移転したとされる。
- (Ⅱ) 引渡時説 債権者が実際に目的物を使用収益できるようになった時点を基準とする。債権者が目的物の引渡を受けた時点で危険が移転することになる。
- (Ⅲ) 引渡・登記移転時 使用収益できるようになった時点のほか、対外的に権利を処分できるようになった時点を基準とする。目的物の引渡か、登記の移転を受けた時点で危険が移転する。

2 管理可能性基準説・・・目的物の管理可能性を取得した時に、「支配」が移転したとみる見解である。これによると、債権者が目的物の引渡を受けた時点で危険が移転することになる。

この 534 条 1 項は、目的物が滅失したのに買主が代金をそのまま支払わねばならないという結果になって、合理的根拠を欠き、当事者の意思にそぐわず、公平にも反し、立法趣旨とされる点がいずれも説得力がないとして、学説の批判が多い。したがって、法文は単に契約成立時としていると読めるが、解釈によってこれを遅らせ、妥当とされる時点にずらしようとしているのである。思うに、これは解釈によって債務者を不利にせしめてしまうものであるから、目的物に対する支配が債権者に移転する時点というのを広く解釈し、バランスを保つべきだと考えた結果、引渡・登記移転・代金支払時説が妥当だと考える。

あてはめ

まず、本問において、Y A間の家屋甲を目的物とする売買契約は「2003 年 7 月 1 日に、は、Xを代理して、Aから甲を 1 億円で買い取る旨の契約をAと締結し、同日、甲の代金として、Xから受け取っていた 3 億円のなかからAに 1 億円を支払った。」とあるので、Xに帰属する。X A間の家屋甲を目的物とする売買契約は「特定物に関する物権の設定又は移転」を目的とする双務契約である。また、危険が移転しているかという点について、Yは契約同日に代金 1 億円をAに支払っているため、危険は債権者Yに移転していると考えられる。よって 534 条の 1 項にあたる。ここで、甲の滅失が債務者Aの責めに帰すべき事由であるかが問題となる。本文中には、「甲の隣にあったAの自宅から出火し、延焼した結果、甲が焼失してしまった。」とあり、Aの責めに帰すべき事由があるかわからない。

したがって、このAの自宅からの出火が、Aの責めに帰すべき事由によるものであれば、Xは危険負担を理由として、Aに代金の返還を請求することが出来る。Aの責めに帰すべき事由がなければ、危険負担を理由に、Aに代金の返還を請求することは出来ない。

(イ) Xは、Aとの契約を解除することにより、Aに代金の返還を請求することができるか。

契約の解除とは

すでに締結した契約について、一方当事者の意思表示または両当事者の合意により、その契約がはじめてから存在しなかったのと同様の状態に戻す効果を生じさせる制度のことをい

う。

本問では、家屋甲の焼失による債務者Aの甲引渡債務が履行不能となっているため、履行不能による解除（543条）が問題となる。

民法 543 条

履行の全部又は一部が不能となったときは、債権者は、契約の解除をすることができる。ただし、その債務の不履行が債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

履行不能による解除は、解除権者の一方的な意思表示によってすることができ、相手方に対して催告する必要はない。これは、債権者を反対債務から解放し、または自ら履行した債務の目的物の返還を認めることによって、債権者を保護するためのものである。

履行不能による解除には、以下の要件がある。

- 1) 相手方債務の履行が不可能であること。

債務の履行が不可能な状態にあることをいい、物理的不能、事実不能、法的・社会的不能を含む。

- 2) 履行期に債務の履行が不能であること。

契約締結後に債務を履行できないという事態が発生したこと。（後発的不能）履行期前に不能事由が発生した場合でも、履行期に債務を履行できないことが確実であるときには、ただちに解除を認めてもいいとする。

- 3) 債務者に帰責事由があること

- 4) 解除の意思表示があること。

3) の債務者に帰責事由があることについて

従来通説に拮抗して、債務者に帰責事由を要しない、帰責事由不要説が主張されている。また、判例においても、「帰責事由」の有無により解除権の帰趨を説明しうる事例を見いだすことは困難であるとし、債務者が履行しないことを正当視させる事情、解除権を行使する債権者側が非難されるべき要素、当該不履行が契約目的達成に与える影響、債権者を当該契約になお拘束しておくことの妥当性などの要素が、事例類型毎に勘案された結果、解除の是非が決定されるとしている。

この帰責事由不要説は、債務者に帰責事由があるという理由だけで債権者による解除を認めるというのは債権者に対する過剰な保護であるといえ、債務者に帰責事由がないという理由だけで債権者による解除を認めないというのも、解除が契約を維持することにつきもはや合理的期待を有しえなくなった被害当事者を契約の拘束力から事後的に解放する

ための手段であることを正しくとらえていないとしている。解除を認めるのは、給付が全部実現不可能等の契約目的不達成の場合と理解できる。

通説である帰責事由必要説を積極的に擁護する主張がないため、帰責事由不要説をとることとする。

解除の効果

民法においては、当事者の一方が解除権を行使した時は、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務がある。(545条1項) この解除の効果の法的性質について、次のような論点がある。

直接効果説 (判例・通説)

解除により、契約ははじめから効力を失うとする。

未履行給付は、契約の効力がはじめから失われる以上、履行義務は存在しないこととなり、既履行給付は、契約の効力がはじめから失われる以上、すでに給付したものは不当利得として返還しなければならない。

間接効果説

解除によって、契約の効力は失われず、原状回復が認められることにより、いわば間接的な影響をうけるだけであるとする。

未履行給付は、まだ給付されていない履行義務は、原状に復させる義務に転化すると同時に、それ以上履行を要しないため、消滅する。

既履行給付は、原状に復させる義務が発生する。

原契約変容説

解除により、もとの契約上の債権関係が原状回復の債権関係に変形するとみる。

未履行給付は、まだ給付されていない履行義務は、原状に復させる義務に転化すると同時に、それ以上履行を要しないため、消滅する。

既履行給付は、原状に復させる義務に転化する。

本問では、判例・通説である直接効果説をとります。

あてはめ

本問において、X A間の売買契約の目的物である家屋甲が焼失してしまっているため、AのXに対する甲引渡債務は履行不能となっている。また、2003年7月1日の契約時には、存在していた甲が2003年8月1日に焼失しているため、後発的不能であるといえる。

債務者Aの家からの延焼によって、甲を焼失してしまっていることから、債権者Xがこれを防ぐことは難しく、解除権を行使するにあたって、非難されるべき要素はないと考えられる。また、家屋甲の焼失はX A間の売買契約の契約目的不達成にあたり、債権者Xを当

該契約に拘束しておくことは妥当ではない。

以上より、XはAとの契約の解除の意思表示をすることによって、契約を解除し、甲の代金1億円を不当利得として返還請求することができる。

(b) AがXの返還請求を拒絶するためには、どのような主張をおこなう可能性があるか。その際、Aの自宅から出火した原因が、④落雷による場合、⑤Aのタバコの不始末による場合、⑥Yの従業員が工事現場で不要品を焼いたたき火の火の粉が飛び移ったことによる場合で、異なるか。

設問(a)で述べてきたXの主張を否認すればよいので

534条1項より、家屋甲の焼失による甲の引渡債務の履行不能がAの責めに帰することができない事由によることを主張すればよい。

548条1項より、解除権を有するXが自己の行為若しくは過失によって家屋甲が焼失してしまったことを主張すればよい。

このことについて、④～⑥の場合について、あてはめていく。

④落雷による場合

危険負担による場合

出火原因が落雷等の自然災害による場合、履行不能につきAの責めに帰すべき事由は認められない。

したがって、534条1項より、債務者Aの責めに帰することができない事由によって、特定物甲の焼失により、履行不能となっているため、Xの代金支払債務は存続し、AはXの返還請求を拒絶できる。

契約の解除による場合

家屋甲の焼失がXの行為若しくは過失によると言い難い。

したがって、AはXの返還請求を拒絶することはできない。

⑤Aのタバコの不始末による場合

Aのタバコの不始末により、Aの自宅から出火し、隣にある甲に延焼し、焼失させてしまった場合、Aの責めに帰することができない事由によるということを主張することは難しい。また、Xの契約の解除権を消滅させることも難しい。

したがって、AはXの返還請求を拒絶できない。

◎Yの従業員が工事現場で不要品を焼いたとき火の火の粉が飛び移ったことによる場合

Xを代理してAと売買契約を結んだYの従業員の過失によって、履行不能となった場合、債権者X側の責めに帰すべき事由があると考えられる。

危険負担による場合

Aの責めに帰することができない事由によるといえるため、AはXの返還請求を拒絶できる。

契約解除による場合

548条1項より、解除権の消滅を主張し、AはXの返還請求を拒絶できる。

(2) Xは、Yに対して、契約時にYに支払った3億円の返還を請求することができるか。

(a) XがYに対して3億円の返還を請求するための法律上の根拠として、どのようなものが考えられるか。

文責 高橋

請負とは

請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる(民法632条)有償・双務・諾性契約である。

契約に別段の定めがなければ、報酬の支払い時期は仕事の目的物の引渡と同時であり、物の引渡を要しない場合は雇用の規定(624条1項)を準用して後払いの原則を採用している(633条)。

～成立要件～

- ①契約の目的が仕事の完成であること
- ②仕事の完成に対して、報酬(請負代金)が定められていること
- ③仕事の完成と報酬に合意のあること

～請負契約の効果～

・請負人の仕事完成義務

請負の報酬債権は、売買の代金債権と同じく契約の成立と同時に成立するが請負契約は仕事の完成を目的とする契約であるため、その仕事が完成しないと報酬請求権はない。このことから請負においては、仕事が完成した後にそれを注文者に引き渡すまでに当事者の責めに帰すことのできない事由により目的物が滅失・損傷した場合でも、仕事が再び完成可能である限り完成義務はなくなるとされる。また、仕事の完成が不可能である場合にも、536条1項が適用されて、たとえ滅失までに相当部分または全部が出来上がった場合でも、報酬請求権はないことになる。

・請負人の引渡義務

請負が物の製造・変更・修繕などの有形の仕事を目的とする場合には、通常仕事完成後に物を注文者に引き渡すことを必要とする。

(ア) Xは、危険負担を理由として、Yに3億円の返還を請求することができるか。

仕事の完成までに目的物が滅失・毀損したような場合に、その損失は請負人・注文者のいずれの負担に帰するかの問題がある。

以下仕事完成前において、Ⅰ履行不能にならない場合Ⅱ履行不能になる場合に分けて考察する。

Ⅰ 履行不能とならない場合

i 注文者の責めに帰すべき事由によるとき

→請負人の仕事完成債務は消滅しない。請負人は報酬増額請求をすることができない(ただし、注文者は一般原則に従って損害賠償の義務を負うから、結局報酬の増額を請求し得るのと大差のない結果になる)。請負人は遅滞の責を負わない。

ii 請負人の責めに帰すべき事由によるとき

→請負人の仕事完成債務は消滅しない。請負人に報酬増額請求権はない。遅滞の責任が生じる場合がある。

iii 当事者の責めに帰すことのできない事由によるとき

→請負人の仕事完成債務は消滅しない。また請負人は報酬の増額を請求する権利を取得せず、ただ、そのために仕事の完成が遅延しても遅滞の責任を負わないだけである。

Ⅱ 履行不能となるとき

i 注文者の責めに帰すべき事由によるとき

→請負人が債務不履行の責任を負うことはない。

報酬請求権については356条2項を適用する。すなわち、請負人は報酬を請求することができるが、完成するまでになお必要であった労力や費用の価額は償還しなければならない。

ii 請負人の責に帰すべき事由によるとき

→請負人はその責に帰すべき履行不能として、債務不履行の責任を負う。

注文者の所有物を滅失・毀損したことについては不法行為の責任も免れない。

報酬請求権は消滅する。

iii 両者の責めに帰すことのできない事由によるとき

→請負人は債務不履行の責任を負わない。

報酬請求権については、356条1項を適用し、請負人は報酬を請求するこ

とができず、また、すでに支出した費用についても償還を請求する権利を持たない。

あてはめ

本事例におけるXY間の契約は、その契約が記念館の建築および開設に関する一切の仕事の完成を目的とするものであること、その完成に対して報酬が定められていること、そしてそれらについての合意があることから請負契約であると解することができる。

また、乙に保存されていた家屋甲の部材がすべて焼失し記念館の建設計画も事実上頓挫したことから、この請負契約は仕事完成前に履行不能になったと考える。

請負契約の仕事完成前の履行不能ということを前提として、以下注文者Xと請負人Yの帰責事由について、以下①～③で場合分けをし、それぞれ検討する。

① 文者Xに帰責事由がある場合

536条2項によりYには1億円の報酬請求権があり、またXは甲建物の売買契約にあてた1億円の返還を請求することができな。そのため、XはYに対し完成するまでになお必要であった労力や費用の価額としての1億円の返還を請求できるのみである。

② 請負人Yに帰責事由がある場合

Xの所有物となった甲建物の滅失について、XはYの不法行為に基づき、1億円の損害賠償を請求できる。また、XはYに対して債務不履行(履行不能)に基づきXY間の請負契約を解除することができ、1億円を不当利得として請求できる(直接効果説)。よってXはYに対して3億円を請求できることになる。

③ 双方の責めに帰すことのできない事由である場合

XはYに甲建物の売買契約にあてた1億円の請求をすることはできない。そのため、Xは536条1項の債務者主義の原則によりYに2億円の返還を請求することができるにとどまる。

(イ) Xは、Yとの契約を解除することにより、Yに3億円の返還を請求することができるか。

請負契約の解除

請負人が仕事を完成しない間は、注文者は、いつでも損害を賠償して契約の会場をすることができる(民法 641 条)

損害賠償の内容・範囲は、すでに支出した費用に契約の利益全部を加えた額、すなわち請負人が支出を免れた費用を控除した報酬額に等しくなる。

[あてはめ]

XはYに対して、641条の解除に基づき、すでに支払った3億円のうち、Yの甲建物の購入代金である1億円と損害賠償として報酬額に相当する1億円を差し引いた1億円の返還を請求することができる。

(b) YがXの返還請求を拒絶するためには、どのような主張を行う可能性があるか。

(ア) Yは、甲の代金としてAに支払った1億円について、Xの返還請求を拒絶できるか。問題文に、「YはXを代理して、Aから甲を1億円で買い取る」とあることから、XとYとの間に代理関係がある。よって、YA間の売買契約は、Xに帰属することとなるので、XはYに1億円の返還請求を行うことができず、Yは、甲の代金としてAに支払った1億円について、Xの返還請求を拒絶できる。

文責 伊藤

(イ) Yは、甲の解体工事にかかった費用(5000万円とする)について、Xの返還請求を拒絶できるか。

本問では、Yが記念館の建設および開設に関する一切の仕事を請け負っている。そして、乙に保存されていた甲の部材がすべて消滅してしまったことから、Yが請け負った仕事の完成が不可能となっている。このとき、その仕事完成の不能という危険を誰が負担するかが問題となる。

この点、請負というのは、仕事を完成させるところに本質があつて、物権の設定または移

転は本質的な要素ではない。よって、危険負担の一般的原則である債務者主義によって、判断すべきである（民法536条）。

問題文からはAの自宅からの出火が、誰の帰責性によるものか明らかでないので、以下、①X（注文者）に帰責性がある場合、②Y（請負人）に帰責性がある場合、③XY双方に帰責性がない場合の3つに場合分けして考える。

① Xに帰責性がある場合

Yに帰責性がある場合Xに帰責性がある場合は、民法536条2項の規定により、請負人であるYは、反対給付を得る権利を失わない。よって、Yは請負代金全額をXに請求することができるので、YはXの返還請求を拒絶できる。

② Yに帰責性がある場合

Yに帰責性がある場合は、Yは仕事の完成という債務を過失によって履行できなくなったことから、Yの債務不履行となる。この場合、Xは請負を解除できる（民法543条）。そして、解除の効果として、契約上の債権・債務は初めに遡って消滅し、原状回復義務を負うこととなる（直接効果説）。原状回復義務を負う結果、YはXに5000万円を返還しなければならない。

よって、YはXの返還請求を拒絶できない。

③ XY双方に帰責性がない場合

XY双方に帰責性がない場合は、民法536条1項の規定により、請負代金は消滅する。よって、Yは請負代金を失うこととなるので、Xに請負代金を請求できなくなり、YはXの返還請求を拒絶できない。

（ウ）Yは1億円の報酬分について、Xの返還請求を拒絶できるか。

上記同様、仕事完成の不能という危険を誰が負担するかが問題となる。

この点、上記同様、危険負担の一般的原則である債務者主義によって、判断すべきである（民法536条）。

また、問題文からはAの自宅からの出火が、誰の帰責性によるものか明らかでないので、以下、①X（注文者）に帰責性がある場合、②Y（請負人）に帰責性がある場合、③XY双方に帰責性がない場合の3つに場合分けして考える。

① Xに帰責性がある場合

Xに帰責性がある場合は、民法536条2項の規定により、請負人であるYは、反対給付を得る権利を失わない。よって、Yは請負代金全額をXに請求することができるので、YはXの返還請求を拒絶できる。

しかし、本問では、仕事の途中で仕事完成が不能となっており、Yは自己の債務を免れていると言える。よって、自己の債務を免れることにより利益を得ているので、その得た分の利益は注文者たるXに償還しなければならない。

よって、Yは1億円の報酬分のうちから、自己の債務を免れることにより得た利益を控除した額を、Xの返還請求から拒絶できる。

なお、自己の債務を免れることにより得た利益とは、甲の買い取りおよび、解体作業が計画全体に占める割合を考慮し、それ以降の仕事の占める割合からその仕事の報酬を算出したものとする。

② Yに帰責性がある場合

Yに帰責性がある場合は、Yは債務不履行となる。

そして、仕事の完成を履行できなくなった以上、その報酬を請求することはできず、Yは1億円の報酬分について、Xの返還請求を拒絶できない。

③ XY双方に帰責性がない場合

民法536条1項により、報酬請求権も消滅する。

よって、YはXの返還請求を拒絶できない。

(エ) Yは、甲の買い取りおよび解体作業が計画全体の25%程度を占めるとして、この仕事に対する報酬2500万円分について、Xの返還請求を拒絶できるか。

(ウ) より、割合が問題とならない②③の場合は、同じ結論となる。

①の場合は、民法536条2項の規定により、請負人であるYは、反対給付を得る権利を失わないが、Xは自己の債務を免れることにより利益を得ているので、その得た分の利益は注文者たるXに償還しなければならない。

自己の債務を免れることにより得た利益とは、甲の買い取りおよび、解体作業が計画全体に占める割合を考慮し、それ以降の仕事の占める割合からその仕事の報酬を算出したものとする。

よって、Yは1億円の報酬分のうちから、自己の債務を免れることにより得た利益を控除した額、すなわち、甲の買い取りおよび解体作業が計画全体の25%程度を占めるとして、この仕事に対する報酬2500万円分について、Xの返還請求を拒絶できるかXの返還請求から拒絶できる。

〈参考文献〉

山本敬三『民法講義Ⅳ-1 契約』

鎌田薫『民事法Ⅲ』

松岡久和『履行障害を理由とする解除と危険負担』

後藤勇『請負に関する実務上の諸問題』

我妻榮『債権各論中巻二(民法講義Ⅴ3)』